

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 国民健康保険の課税方式は地方税法で4方式・3方式・2方式3つの方式の内、1つを選択すると定められておりますので、応能負担のみで課税することはできません。本市においては、現在、4方式の賦課方式となっておりますが、応能割と応益割の割合は、概ね7：3となっており、低所得者の方の負担を考慮した割合となっております。

割合の変更については、被保険者への影響や本市の財政的負担などを考慮して検討していきたいと考えます。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 本市は、「女性と子どもにやさしいまち」を目指して取り組んでいます。その中で、子ども医療費の無償化、子どもインフルエンザ予防接種費用の無償化、0歳児おむつ無償化事業などを実施しておりますが、市独自の国民健康保険税の子どもにかかる均等割を廃止することは考えておりません。

国に対しては、引き続き全国市長会などを通じて、子どもの均等割減免措置の実施を要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 一般会計からの法定外繰入れについては、市が県に納める国民健康保険事業費納付金の額や歳入の不足する額が、どの程度になるかを踏まえ、本市の財政運営や被保険者に与える影響、県の運営方針等を勘案し、検討していきたいと考えます。

また、国による財政支援については、これまでも要望しておりますが、引き続き、要望してまいります。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】 減免の基準については、本市の条例では、減免について「所得割額を納付すべき納税義務者で、その年の所得が著しく減少し、かつ、担税力がないもの」等と規

定しています。個々の生活状況により1件ずつ判断していますので、一律に、生活保護の1.5倍未満というように基準を定める考えはありません。

なお、国民健康保険は広域化されましたので、今後、保険税の減免等につきましても、検討されていく予定ですので、統一的な基準ができた場合はそちらに従う予定です。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】 本市の条例では、減免について「所得割額を納付すべき納税義務者で、その年の所得が著しく減少し、かつ、担税力がないもの」、「災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」等と規定しています。

一律に、基準を定めてはおりませんが、個々の状況により1件ずつ判断しています。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】 国民健康保険の一部負担金の減免については、国の基準に沿って実施しております。減免の希望がある方については、個々の事情に基づき、1件ずつ判断していますので、一律に、生活保護の1.5倍未満というような基準を定める考えはありません。

一部負担金の減免につきましても、広報、ホームページ、加入時や納付書を送る際の案内チラシなどでも随時周知をしています。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 一部負担金減免の申請書の様式につきましては、国の基準に沿って決められております。

審査に必要な項目等を申請いただくこととなっていますので、様式の項目を省略するなどではできませんが、わかりやすく説明をさせていただいたり、なるべく記入しやすいように対応をさせていただきます。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】 国民健康保険を担当する保険年金課と収納を担当する収税課は、隣接した場所にあり、日々、連携を取りながら市民一人ひとりの状況を聞き取り、対応しております。

納税相談につきましても、どなたにもわかりやすい説明を加えながら状況をお聞き

し、一緒に納税計画を立てております。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】 差押えにつきましては、担税力があるにもかかわらず、納付相談にも応じない等、納付意思のない長期滞納者に対し、生活費相当額を除き実施しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】 被保険者の方には有効期限が1年の保険証を交付し、郵送していますが、国民健康保険税に一定の滞納額がある方については、有効期限が短い4か月の短期被保険者証を交付しています。これは、国民健康保険税に滞納がある方と接触する機会を設け、納税相談を促すことを目的としているもので、被保険者間の公平性の観点からも必要な施策です。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 短期被保険者証の交付対象の方で、一定期間以上滞納があり、複数回の納税相談の案内通知によっても来庁がなく、電話連絡もない方が保険証の留置状況となってしまう。

市としましては催告状や督促状、納税相談の案内など何度も通知を出したり、電話番号がわかる世帯には電話もして、接触の試みをしております。接触のできた方には被保険者証をお渡ししております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 資格証明書については、特別な事情がなく、国民健康保険税を滞納し、納税相談にも応じていただけない方にやむを得ず交付しております。交付に至るまでには、短期被保険者証を交付したり、督促・催告・臨宅・納付相談の案内通知を送るなど接触の機会の確保に努めています。また、交付にあたっては、対象者の状況を十分に調査し、特別な事情がある場合は申し出いただくようにしております。

今後につきましても、被保険者間の税負担の公平性の観点からも必要な施策であり、適正な運用に努めてまいります。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】 本市では、被保険者や医療関係者等から広く選任していますが、公募は行っておりません。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】 国保運営協議会の委員の方からのご意見をいただいたり、通常の業務の中で、市民の皆様の声を聞かせていただいています。いただいたご意見を事業運営の参考にさせていただくこともございますが、公聴会は開催しておりません。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 本市では、特定健康診査に係る被保険者の費用負担はありません。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 本市の特定健康診査の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとなっております。

また、血清クレアチニンを特定健康診査の対象者全員に実施するなど、健診項目の充実を図っています。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 健康づくり支援課では、保健師による相談支援を地区担当制で実施しており、市民との顔の見える関係作りや、より親しまれ頼りにされる保健師となることを目指しています。

また、「健康」や「保健」に係る各課にも保健師が配置されおり、連携を取りながら市民の健康づくり・保健の推進を図っております。

今後は、さらに連携を深め、また、地区組織の方々とも連携し、地域特性に応じた健康なまちづくりを市民の皆様と共に推進してまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえて対応します。また、レセプトデータを含む医療情報についても、関係法令やガイドラインに基づき、個人情報の保護に十分に配慮して取り扱います。

本市における個人情報管理については、「飯能市個人情報保護条例」、その他個人情報保護に関する法令等に基づいて行います。

また、業務を外部に委託する際も同様に取り扱われるよう委託契約書に定めるものとしています。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 保険料を滞納している方に対しては、負担の公平性を図る観点から、短期被
要望書 4

保険者証を交付していますが、短期被保険者証を交付するに至るまでには、督促、催告、臨宅、納付相談などを実施するなど、対象者の状況を調査しています。
なお、現在、資格証明書の発行はしていません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】本市では、健康診査や人間ドックの費用の補助事業を実施しています。実施期間は、健康診査、人間ドックとも、年間を通じて受診（受検）可能です。

なお、歯科健康診査については、埼玉県後期高齢者医療広域連合により、75歳になった方を対象として、実施しています。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】健康診査、ガン検診（胃ガン・肺ガン・大腸ガン・乳ガン・子宮ガン・前立腺ガン）、75歳の方の歯科検診は無料で実施しています。

人間ドックの受検については、23,750円の補助を実施しています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】第7期介護保険事業計画期間が1年経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費については想定の範囲内で推移していると考えます。また、地域支援事業の予算に関してましても、国や県、関係課等と協議し、サービス提供に努めて参ります。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】サービスの担い手につきましては、住民主体によるサービスの構築により推進しています。目標値に掲げています、第2層協議体の設置も8割に達し、今年度中には全地区設置を目指しています。

地域の状況や担い手の発掘を地域支援コーディネーターが積極的に行い、各地区のニーズに応じて地域住民とともに事業を推進しています。また、担い手づくりや地域ニーズの掘り起こしではアンケート調査やミニフォーラムを開催し、それぞれの周知や参画を推進しています。

2、訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提

供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】 飯能市では、平成 28 年 3 月にみなし指定の事業所による現行相当サービスのみで新しい総合事業を開始しました。また、平成 28 年 6 月に訪問型・通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）を開始し、訪問型サービス A は身体介護を含めず 45 分以内の生活援助を行い、通所型サービス A はサービス提供時間を 2～5 時間程度に短縮したミニデイサービスを提供しています。

訪問型・通所型サービス A の利用者負担は、どちらも現行相当サービスから約 10% 減額しており、運営主体は申請に基づき市が指定した事業所となります。また、平成 28 年 10 月には通所型サービス C（短期集中予防サービス）を開始しており、現行相当サービスとともに、利用者の機能が低下しないよう取り組みを行っています。

事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等は事業経過に伴い現段階ではございません。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 当市での自立支援・重度化防止の取り組みは、重りを使用する介護予防体操の拡充です。併せて、教室の担い手として市民がサポーターとなり、生きがいつくりとしても相乗効果があり、支え手側とし健康寿命の延伸に繋がっています。また、歩いて通える居場所づくりとしても大きな効果が期待されるなど、多方面の支援策を推進しています。

- (2) **認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 認知症施策の推進として、認知症ケアパスの普及、専門医療相談機関の連携強化、認知症サポーターの活躍の場の創設と啓発活動、地域ぐるみの見守り体制を構築しています。特に、市民とともに進めている声かけ訓練（模擬訓練）は認知症の方や認知症の方に関わる方への対応を理解し、寄り添う対応が地域全体に醸成しています。

また、相談や顔の見える関係性を築くため、認知症家族会等を定期的で開催しています。

- (3) **在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 1人で、在宅を訪問し、看護、介護を行える人材を養成する必要があります。また、事業所運営の上では、夜間に在宅訪問を行うということで、従事者の健康管理、人身上の安全を確保することが求められます。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 介護労働者の処遇改善については、独自補助制度を設ける予定はありません。国、県、市の負担割合に沿った負担を順守し、持続可能な介護保険制度を推進します。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 以前より介護職種の処遇改善が図られるなど、介護人材の確保施策が行われていますが、将来的な介護人材不足が推計されています。そのような中で、技能実習制度は、介護人材不足を解消するための方法の1つと考えております。

市内特養の1カ所では、外国人の方が同一労働同一賃金のもと数名働かれていることを把握しています。今後も制度を利用した外国人の雇用が行われる場合は、施設等に対し、研修の受講や報酬等について周知を図っていきます。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 ハラスメントの防止については、市指定の事業所へ周知を図っています。

今後は利用者、利用者家族へのハラスメント防止策も検討し、周知等行っていきます。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 今後も高齢化が進む中、施設サービスへの需要は増加するものと考えます。一方、住み慣れた場所でいつまでも元気に暮らしていただけるよう地域包括ケアシステムの構築と強化推進に向けて、第7期計画に基づき様々な取り組みを行っています。施設整備については、今後も保険料とのバランスを考慮し検討していきます。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 現在、預貯金が条件の範囲内であり、非課税世帯であれば居住費、食費の負担限度額が段階的に定められており、非課税の方の施設入所には財政的支援が行われています。

また、介護保険料についても第1段階から第3段階の方には今年度から軽減措置があります。このように低所得者へは支援があるところではありますが、引き続き国や県へは財政的な支援も含め要望していきます。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起らないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 特別養護老人ホーム入所については、原則要介護3以上となっております。しかしながら厚労省通知のとおり、要介護1・2であっても認知症であったり独居であるなどの理由により特養入所が必要と判断されれば、入所できることとなっております。

各特養で入所判定委員会が開かれますが、その際、市の意見を聞くこととなっているため、意見を求められた際は、関係者協議の上、意見を述べています。今後も通知を順守するよう働きかけます。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】 保険者機能強化推進交付金の金額は11,796千円となっており、用途は地域支援事業に充当しました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】 保険者機能強化推進交付金の見込額は10,000千円とし、用途は地域支援事業を計画しています。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 2019年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標等に基づき、適切な評価、対

応を図ります。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 介護保険制度は、給付費に対する財源として国、県、市で50%の公費、第2号被保険者が27%、第1号被保険者が23%の負担をいただき運営しています。今後も介護保険料については給付とのバランスを図りながら設定し運営していきます。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 今年度、第1段階から第3段階までの方につきましては、軽減措置が行われます。保険料の軽減については、ホームページ、広報、保険料決定通知書送付の際のパンフレット等で周知させていただいています。また、減免制度の拡充を行う予定はありません。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 介護保険料の納付相談については、いつでもお受けしています。また、保険料軽減についての相談も受け付けているところです。ただし、1年以上滞納された方には、いったん全額自己負担いただき後日申請により保険給付分が払い戻されるなどの対応は、法律上決まっていることでもあり、保険料負担の公平性からも実施せざるを得ないと考えております。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 第7期計画では、基本目標を「飯能市版地域包括ケアシステムの構築と強化推進」、「自助・互助・共助・公助による役割分担と連携に基づく地域づくり」を掲げ、重点的取組事項として「在宅医療・介護の連携」「認知症施策の推進」「介護予防・生活支援サービスの充実」「高齢者の居住安定に係る施策との連携」を推進しています。

各進捗状況については、計画初年度ではありますが、既に取り組んでいるもの、地域包括支援センターや市民の方と一緒に実施しているものもある中概ね順調に進んでいます。来年度までとなる第7期計画期間中に実施できるよう今後も取り組んでまいります。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 今後、20年後、30年後の介護を保証することを考えますと、厳しいと考えます。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 地域包括支援センターに寄せられた、高齢者虐待相談の件数は、14件でした。内容が特に深刻な相談については、弁護士や社会福祉士の専門職チームに相談する体制となっています。また、養護者から高齢者を分離する必要が生じた場合は、養護老人ホーム等への保護を迅速に行っています。

虐待防止として有効な方策としては、核家族や地域との関りを持たない世帯、また、80・50問題等の世帯を行政、包括、地域により早期発見し、見守り、関係機関の包括的支援を継続することが重要であると考えます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】 第5期飯能市障害福祉計画に基づき障害者支援協議会相談支援部会を中心に協議を進めています。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】 障害者支援協議会相談支援部会による協議内容を踏まえ検討します。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】 市内事業所等の状況を勘案し協議を進めています。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 障害福祉審議会や障害者支援協議会等により当事者の声を伺いながら協議を進めていきます。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受
要望書 10

入れ・対応・専門性、地域の体制づくり)を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- | |
|--|
| <p>① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】</p> <ul style="list-style-type: none">○GH併設型○単独型 <p>② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】</p> <p>③ 障害者支援施設の活用 等</p> |
|--|

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】 障害者相談支援事業により、個別支援を通じて把握し対応しています。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 障害福祉計画により見込量を定めて整備を進めます。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 地域生活支援拠点の整備に関して協議を進めています。また、個別支援については、地域包括支援センターと障害者相談支援事業所(委託、指定、特定)が協働し、相談支援体制を整備しています。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 重度心身障害者医療支給制度は、医療費の一部を支給することにより、本人とその家族の経済的負担を軽減することを目的としており、本市では、県補助金交付要綱に沿って、実施しております。限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者の方などに限定し、医療費負担の可能な方には負担をしていただくという考えに基づくものです。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 本市で窓口払いの廃止をした場合、負担の軽減を必要としている人へのサービスの向上につながらないなどの課題があることから、引き続き研究が必要であると考えます。

また、現物給付の広域化については、必要に応じて、県などに要望したいと考えます。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 対象の拡大については、県の対象と同様であることから、市独自の拡大は考えておりません。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】 飯能市では、障害者生活サポート事業をすでに実施しております。

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 現状においても市の上乗せ補助を実施しています。事業の拡大については考えておりません。

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 本事業は、県の制度に沿って実施しておりますので、制度改善につきましては、県の動向を注視し対応を検討いたします。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 補助の増額や低所得者の負担応能化についての要望は、県に対して機会を捉えて働きかけてまいります。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 本市では、身体障害や知的障害のある方を対象に助成しておりますが、所得制限や年齢制限は設けておりません。今後も障害特性に応じた支援を行ってまいります。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 引き続き近隣市との連携を図るとともに、機会を捉えて県に対して働きかけてまいります。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】本市では、自力で避難することなどに支障が生じる方について登録が可能であり、また家族がいても登録は可能となっております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】本市では、市内施設に御協力をいただき福祉避難所を指定しております。被災状況に応じては、直接福祉避難所での対応も行います。

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】被災状況に応じた対応となります。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】被災状況によっては、市、関係団体の協働による災害時支援体制により対応してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】今年度4月時点の待機児童等の実態としましては、飯能市に住所のある児童で保育所(園)等の入所が保留となった児童数は78名となります。そのうち、特定の施設のみを希望する児童(私的理由による児童)などを除いた待機児童数は9名となります。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】本市における4月時点の公立保育所の年齢別の受け入れ児童総数については、次のとおりとなります。(0歳児:16人、1歳児:102人、2歳児:132人、3歳児:161人、4歳児:162人、5歳児:187人、合計760人)

なお、定員の弾力化については、希望の多い一部の公立保育所において実施しておりますが、保育士の数にも影響されるため、総数については流動的です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】施設の整備につきましては、既存の幼稚園・保育園の認定こども園移行による保育の受入枠拡大を優先的に行っております。また、新規事業者による認可保育所

の整備も併せて進めております。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 障害等があり支援が必要な児童が入園する施設に対しては、障害児担当保育士の雇用に要する経費について、補助金を交付することで財政的な支援を行っております。公立保育所においては、必要な人員を配置することにより対応を行っております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 市内にある認可外保育施設は、ほとんどが従業員対象の保育施設であり、現在、認可施設に移行する予定はございません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 保育士の処遇改善につきましては、民間保育園においては、飯能市単独の補助として、勤務年数に応じた職員給与調整費補助金を交付し、給与水準の向上を図っております。

また、今年度新たな補助金として、国の保育対策総合支援事業費補助金のうち、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保につなげる為、保育園等における保育士の業務の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する「保育補助者雇上強化事業補助金」と、保育施設の清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者を配置することで保育士の業務負担の軽減を行う「保育体制強化事業補助金」を、補助を希望する民間保育園へ交付するため、新規に予算計上し、処遇改善に努めております。

保育士の処遇改善については、保育の質の確保のため、また保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保のため重要な要素となりますので、引き続き、できることを着実に進めてまいります。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 令和元年10月1日より、3歳児以降の保育料が無償化されることに伴い、今まで保育料の一部として徴収していた副食費が実費徴収化されることとなりました。今回の子ども・子育て支援法の改正には、子ども・子育て支援の内容及び水準につい

て、「子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたもの」とする基本理念が加えられたところです。

国の方針では、無償化と同時に低所得者及び多子世帯に対する副食費の免除を実施することとなっておりますので、無償化前と比べ、できる限り費用負担増とならないよう配慮してまいります。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 認可外保育施設の指導監査につきましては、市内にある全施設を対象に年1回実地監査を実施しております。基準を満たさない事項があれば指導し、改善報告書の提出を求めています。

また、研修の実施につきましては、県から送付された研修案内を市内の認可外保育施設に随時転送し、研修の参加を促しております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育所等に在籍している途中に、下の子を出産して育児休業を取得する場合、保護者が在宅となるため保育の必要性が認められなくなるのが原則ですが、上の子（在園児）にとって必要な場合には例外的に育児休業期間中でも上の子の継続利用が可能とするルールを設けております。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 大規模クラブの分割・整備につきましては、昨年度は双柳小学校内に1施設、富士見小学区の公共施設に1施設を整備いたしました。今年度は、飯能第一小学校と原市場小学校の余裕教室を改修し、児童クラブの分割整備を行う予定です。今後も児童クラブが適正規模となるよう整備を進めていきたいと考えております。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

本市では平成 26 年度から処遇改善等事業を実施しており、平成 27 年度には市単独の補助金を設けるなど、支援員等の処遇改善に取り組んでいるところです。

平成 30 年度からはキャリアアップ事業も行い、支援員の確保につながるよう努めております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】 放課後児童健全育成事業の職員に関する基準の参酌化につきましては、本市では参酌化する必要性が無いことから、現在、条例改正を行う予定はありません。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学 3 年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18 歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】 本市では、現在、中学 3 年生まで子ども医療費の一部負担金を無償としています。医療費助成については自治体間で競争がなされる政策ではなく、全国一律の制度としてどこに居住していても同じであるべきと考えます。

市としましては、18 歳までの無償化拡大につきましては、財源等の課題があるほか、子育て支援に対して、国、県の動向等を見極めながら、慎重に検討する必要があると考えますので、現在のところ無償化拡大については考えておりません。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】 全国市長会等を通じて、引き続き、要請を行っていきたいと考えます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】 飯能市では、カウンター内に必要事項を明記した「しおり」を常備し、ご希望の方には説明をしてお渡ししています。特に、金銭に絡む事項については誤解によるトラブルが生じないようにするためです。

移動が困難で福祉事務所に来所ができない方には、職員が自宅や施設、病院等に向いて「しおり」をお渡しして説明しています。

⑥の基準生活費や加算については、各世帯によって金額が違いますので、世帯構成を聞き取りしてから提示をしています。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】 生活保護制度への正しい理解をしていただくために、市内在住・在勤・在学の小学生以上の方で、10名以上のグループを対象に市の職員が出向いて説明する『出前講座』をご希望により開催しております。制度利用についてお聞きになりたい個人の方には、個室にて専門の相談員が説明いたします。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】 申請者の申請意思が確認できた場合は、直ちに申請書を交付し受理しています。家や車があっても生活保護を申請することは可能で、受理を拒否することはできません。

反対に、申請の意思を示さない場合でも、現に生活状況が困窮して改善される見込みがないような場合は、申請を助言しています。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 「保護決定・変更通知書」には支給額だけでなく変更の理由も印字しています。また、必要に応じて詳細な理由を付記しています。

また、現業職員は、説明を求められた場合には、ご理解いただくまで丁寧な説明をするようにしています。

4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと思います。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 飯能市でも現在基準数を超過しており、ケースワーカーの負担も増えている状況です。現業員数の増員について関係部局に要望してまいります。

飯能市では、現業員はもとより、職員全員が親切、丁寧な対応に努めております。

5、 埼玉県の外援費である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。

外援費の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】飯能市では、修学旅行準備金の支給対象の家庭には、家庭訪問時に「お知らせ」の文書を手渡しして申請を促し、支給漏れのないよう対応しています。子どもたちが楽しい学校生活を送り社会へ巣立つことができ、困窮が連鎖されないよう支援をしています。

なお、平成30年10月の法改正により学習支援費が充実したことに伴い、埼玉県の制服買替制度は終了しています。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41.1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】平成30年7月から国の定めた条件に該当する場合には冷房器具の購入費用を支給できるとされています。飯能市でも制度に従って支給するようにしていきます。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】本市では、健康福祉部及び生活安全課など、市民の様々な相談に対応する関係各課に新たに配属された職員等を対象に、所管事項説明会を毎年開催しています。その中で、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度についての研修を行い、相談者がセーフティネットから外れることのないよう、関係部署間の連携を強化しています。

また、生活困窮者自立支援制度を適用した対象者の支援経過の情報を生活保護担当部署と共有し、生活困窮からの脱却、あるいは生活保護の適用がスムーズに行えるよう連携を図っています。